

II 関連する主な法制度

平成9年度以降の河川・砂防・海岸に関わる法制度の変遷について、以下に整理した。
この10年で環境や景観、災害防止におけるソフト対策や土地利用の適性化等が重視されてきていることが伺える。

表2-1 現行ビジョン以降(平成9年度～)の河川・砂防・海岸に関わる主な法制度等の変遷

年月	出来事	概要
平成9年5月	改正河川法公布	「治水」・「利水」に加えて「環境」が新たに法の目的として位置づけられるとともに、地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
平成11年5月	改正海岸法公布	「防護」に加えて「環境」及び「利用」を新たに法の目的として追加
平成12年5月	海岸保全基本方針制定	海岸の保全に関する基本理念、基本的事項を策定 (施設の整備に加えソフト対策等の総合的な推進、砂浜の保全、国と地方の相互協力等)
平成12年5月	土砂災害防止法公布 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進
平成13年6月	改正水防法公布	洪水予報河川の拡充(都道府県知事が行う洪水予報)、浸水想定区域の公表等、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置、地下空間に対する的確な洪水予報の伝達等を創設
平成13年7月	土砂災害防止対策基本指針制定	土砂災害防止法に基づき都道府県又は市町村が実施する土砂災害防止対策の推進に関する基本的な方向を提示
平成14年2月	自然再生推進法公布	自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的として策定
平成16年6月	景観緑三法公布	景観及び都市緑地に関する3法を整備、改正することで美しい景観、豊かな緑の形成を促進
平成16年6月	外来生物法公布	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保等を目的とした法律
平成18年10月	多自然川づくり基本方針策定	「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」への転換：(河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を実施) 「多自然川づくり」をすべての川づくりの基本とする川づくりのあらゆるプロセスを通じて「多自然川づくり」を実現